

佐賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月19日

佐賀県知事職務代理者
佐賀県副知事 坂井 浩毅

◎佐賀県条例第81号

佐賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

佐賀県産業廃棄物税条例（平成16年佐賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～4 略 (検討)</p> <p>5 知事は、<u>平成26年度</u>を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略 (検討)</p> <p>5 知事は、<u>平成31年度</u>を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。